

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		幼保連携認定こども園に対する事業の停止又は施設の閉鎖命令
根拠条例・規則等名		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
条 項		第 21 条第 1 項
所 管 部 課		子ども未来局 子育て未来部 のびのび安心子育て課 (電話：048-829-1868)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 21 条第 1 項に掲げる基準。
	設定等年月日	平成 18 年 6 月 15 日設定 令和 5 年 6 月 16 日最終改正
備 考		